

平成29年度園児募集要項

■ 募集人数と年齢

| | 生 年 月 日 | 組 名 | 人 数 |
|-----|----------------------|------------|-----|
| 3歳児 | 平成25年4月2日～平成26年4月1日生 | ばら組 | 20名 |
| 4歳児 | 平成24年4月2日～平成25年4月1日生 | さくら組・ひまわり組 | 10名 |
| 5歳児 | 平成23年4月2日～平成24年4月1日生 | ゆり組・すみれ組 | 若干名 |

* 満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに入園）は、満3歳誕生日から随時入園をお受けします。

■ 願 書 受 付

受付日時 11月1日(火)

受付場所 みどり幼稚園で受付します。

出願手続き 入園願書にご記入の上、手数料2,000円を添えて受付までご提出ください。

面接日 11月1日(火)

- 簡単な面接をさせていただきます。
- 結果は面接終了後、直ちにお知らせします。

■ 入園手続き

| | |
|---|--|
| 入園料 | 80,000円（同時に2名入園する場合は、1名40,000円に減免致します） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 入園を許可された方は、下記の期日に入園料をお納めください。 11月1日(火) 面接終了後 11月2日(水) 午前9時から午後2時まで ● 納入金について、ご都合悪い方はご相談ください。 ● 一度納入された入園料は、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。 ただし、入園式までに転居、転勤等で本園に入園できない場合はご相談ください。 | |

■ 保育料等

| 毎月の費用 | 保育料 | 22,000円 (体育教室費用、教材費等含まます) (*次年度改定の場合はそれに準じます) |
|-------|-------|---|
| | 母の会費 | 600円 |
| | 卒園積立金 | 1,000円(年中、年長組) |

■ 通 園 バ ス

通園バスご利用の方は、維持費として月々3,000円を別途に負担していただきます。

■ 制服・保育用品

- 本園指定の園服・園帽・園靴を着用していただきます。(25,000円位)
* 制服や体操着は、後日、園で採寸・販売いたします。
- 保育に必要な用品一式を、購入していただきます。(11,000円位)

■ 一日の流れ

| 9:00 | 10:00 | 10:20 | 12:00 | 13:00 | 14:00 |
|------|----------------|------------------------|-------|-------|-------|
| 登園 | 朝の集まり | 主活動 | 昼食 | 自由遊び | 降園 |
| 自由遊び | (体操 (マラソン)) | 体育教室 月曜・年長 火曜・年中 | | 降園準備 | 延長保育 |

- * 研修等のため、午前保育となる場合があります。
- * 月曜日、水曜日、金曜日には給食を実施しています。(希望者)
火曜日、木曜日はお弁当の日です。
- * 土曜日は休園です。
- * ご希望に応じて、通常保育終了後、お子様をお預かりしています。(17時まで)
- 詳しい事は、入園前の保護者会でご説明いたします。

■ 公費助成について

私立幼稚園の園児保護者の負担を軽減するため、補助金制度があります。

(1) 私立幼稚園奨励費補助金 … 保護者の納める税額により交付されます。
平成28年度補助額(年額)「二宮町の場合」

| 階層 | 国の補助基準による所得階層区分 | 国庫補助限度額(年額) | | |
|-----|--|------------------|----------|----------|
| | | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
| I | 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 園児1人につき 308,000円 | | |
| II | 28年度の市町村民税が非課税の世帯 または市町村民税額の所得割額が非課税(均等割のみ課税)の世帯 | 272,000円 | 290,000円 | 308,000円 |
| | (同上 ひとり親世帯等) | 308,000円 | | |
| III | 28年度の市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯 | 115,200円 | 211,000円 | 308,000円 |
| | (同上 ひとり親世帯等) | 217,000円 | 308,000円 | |
| IV | 28年度の市町村民税の所得割額が211,200円以下の世帯 | 62,000円 | 185,000円 | 308,000円 |
| V | 上記区分以外の世帯 | — | 154,000円 | 308,000円 |

<第何子の考え方について>

- ・階層区分I～III…生計を同じくするお子様を上から数えて該当園児が何番目か。(年齢制限なし)
- ・階層区分IV・V…生計を同じくする小学校3年生までのお子様を上から数えて該当園児が何番目か。

※詳細は、市役所・町役場で確認ください。(市町村によって異なります)

(2) 私立幼稚園就園費補助金 … 支給は市町村により異なります。